

# ～ 京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要について～

高校生等修学支援事業には、4つの貸付制度がありますが、所得に応じて利用できるものとできないものがあります。

（詳細については、次ページの「制度案内」を御参照ください。）

制度を利用できる所得のめやす

※あくまでもめやすです。

## 《 修 学 金 》

## 《 修 学 支 度 金 》

◆ 4人世帯で主たる生計維持者の年収が約800万円

### ② 修学支援特別融資 利子補給制度

◆ 保護者が金融機関の融資を利用

◆ 融資限度額  
○ 国公立 648,000円  
○ 私立 1,080,000円

※ 4人世帯で世帯全体の年収が約472万円を超え、かつ、主たる生計維持者の年収約800万円以下

修学支度金（入学一時金）の利用はできません

※ ①高等学校等修学金貸与制度の利用者に限り利用できます

◆ 4人世帯で世帯全体の年収約472万円

### ① 高等学校等修学金 貸与制度

◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）

◆ 貸与月額  
○ 国公立 月18,000円以内  
○ 私立 月30,000円以内

※ 4人世帯で世帯全体の年収約472万円以下

### ①-② 修学支度金特別 融資利子補給制度

◆ 保護者が金融機関の融資を利用

◆ 融資額（入学一時金）  
○ 国公立 50,000円  
○ 私立 250,000円

※ 主たる生計維持者の年収150万円以上

◆ 主たる生計維持者の年収150万円

### ①-① 高等学校等修学 支度金貸与制度

◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）

◆ 貸与額（入学一時金）  
○ 国公立 50,000円  
○ 私立 250,000円

※ 主たる生計維持者の年収150万円未満

◆ 収入なし

# 制度案内

## 高校生等修学支援事業（修学金）

事業名	① 高等学校等修学金貸与制度	② 修学支援特別融資利子補給制度
事業主体	生徒に京都府から貸与（貸付）	保護者が金融機関の融資を利用
利子	無利子	利子補給 ※支払われた利子（現行1.7% 金利の変動により変わる可能性があります。）を1年ごとに京都府が全額補給
要件	<p>○ 親権者又は未成年後見人が京都府内に住所を有していること。</p> <p>○ 下記の学校への進学希望者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高等学校</li> <li>◆ 中等教育学校（後期課程）</li> <li>◆ 高等専門学校</li> <li>◆ 特別支援学校（高等部）</li> <li>◆ 専修学校（高等課程）</li> </ul> <p>○ 下記の学校への進学希望者の保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高等学校</li> <li>◆ 中等教育学校（後期課程）</li> <li>◆ 特別支援学校（高等部）</li> <li>◆ 専修学校（高等課程）</li> </ul> <p>○ それぞれに所得要件があります。</p> <p>※ めやすとして、4人世帯で、世帯全体の年収が472万円以下の場合に利用できる。（472万円以上の場合で、家計急変の方は御相談ください。）</p> <p>○ 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。 母子及び寡婦福祉資金貸付金、高等学校奨学金、母子家庭奨学金、特別支援学校の就学奨励費等、国・府が貸与又は支給する奨学金との併給不可</p>	
貸与額（貸付額）	国公立 月額 18,000円以内 私立 月額 30,000円以内 ※ 自宅外通学は5,000円加算	<b>【金融機関の融資限度額】</b> 国公立 一括 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
返済期間	貸与終了後、最長20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資の翌月から最長7年以内 （3年以内の元金据置も可能）
返済方法	口座振替（自動引き落とし）による返済 （京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫及び京都北都信用金庫の本人又は連帯保証人等名義の預金口座からの引き落とし）	金融機関へ元金・利息を返済
連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可）	連帯保証人は不要だが、保証（手数料）料自己負担
申請時期	○ 中学3年生予約 9月～12月 ○ 新入学生 4月～5月中旬 ○ 随時受付（申請日の翌月分から貸与）	2月～3月（利用申込 9月～12月） 4月 府から融資申込資格認定証を交付 → 金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請
申請書類	申請書・所得に関する証明書	申請書・所得に関する証明書 （金融機関へ融資申込時に、府発行の融資申込資格認定証等必要）
貸与時期	① 4月（4月～8月分） ② 9月（9月～12月分） ③ 1月（1月～3月分） ※新規申請者の初回支払は貸与決定後になります。（4月下旬～6月下旬）	・金融機関から融資 ① 3年分一括……入学年度の5月～ ② 3年分割……入学年度の5月～及び次年度以降4月～ ・府から利子補給…翌年度の8月

# 高校生等修学支援事業（修学支度金）

前ページの①「高等学校等修学金貸与制度」の利用者に限り、修学支度金制度の利用が可能。修学支度金のための申請はできません。

事業名	①-(1) 高等学校等修学支度金貸与制度	①-(2) 修学支度金特別融資利子補給制度
事業主体	生徒に京都府から貸与（貸付）	保護者が金融機関の融資を利用
利子	無利子	利子補給 ※支払われた利子(現行1.7% 金利の変動により変わる可能性があります。)を1年ごとに京都府が全額補給
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親権者又は未成年後見人が京都府内に住所を有していること。</li> <li>○ 高等学校等修学金貸与者</li> <li>○ 下記の学校への進学希望者 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高等学校</li> <li>◆ 中等教育学校（後期課程）</li> <li>◆ 高等専門学校</li> <li>◆ 特別支援学校(高等部)</li> <li>◆ 専修学校(高等課程)</li> </ul> </li> <li>○ またる生計維持者の年収150万円未満</li> <li>○ 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。 母子及び寡婦福祉資金（就学支度資金）、高等学校奨学金（入学支度金）、母子家庭奨学金（入学支度金）等、国・府が貸与又は支給する支度金との併給不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同左の保護者</li> <li>○ 同左の保護者</li> <li>○ またる生計維持者の年収150万円以上</li> </ul>
貸与額 (貸付額)	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額	【金融機関の融資限度額】 国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額
返済期間	修学金貸与終了後、最長7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資の翌月から最長7年以内 (3年以内の元金据置も可能)
返済方法	口座振替（自動引き落とし）による返済 (京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫及び京都北都信用金庫の本人又は連帯保証人等名義の預金口座からの引き落とし)	金融機関へ元金・利息を返済
連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可）	連帯保証人は不要だが、保証(手数料)料自己負担
申請時期	中学3年生予約 2月～3月府へ申請 新入学生 4月～5月中旬	中学3年生予約 2月～3月府へ申請 4月 府から融資申込資格認定証交付 → 金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請 新入学生 4～5月中旬
申請書類	申請書	申請書 (金融機関へ融資申込時に、府発行の融資申込資格認定証等必要)
貸与時期 (入学時1回)	4月下旬～6月下旬 ※ 修学金の支払い時期と同時期	・金融機関から融資…5月上旬～6月中旬 ・府から利子補給……翌年度の8月